

令和3年9月3日

報道各位

商工観光・ふるさと創生課

勝山市事業維持支援金事業について

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が加速するなか、福井県は8月に再び、新型コロナウイルス感染拡大に係る福井県独自の緊急事態宣言を発出しました。それに伴い、恐竜博物館の臨時休館や県境をまたぐ旅行・帰省等の原則中止・禁止等を県民にお願いすることとなり、市内の経済活動の停滞が長期化しています。

これを踏まえ、影響の及んでいる市内の事業者に対し、勝山市は独自の支援金を支給し、経営の下支えを行います。

記

- 事業名 勝山市事業維持支援金事業
- 対象 勝山市内に有する店舗等で営業収入を得ている事業者のうち、令和3年8月に発出された福井県緊急事態宣言に基づく営業時短要請の対象外であり、かつ、別表の日本標準産業分類に該当する者
- 要件 ・令和3年8月又は9月の売上高が、令和元年の同月と比較し、30%以上減少していること
・勝山市「感染予防推進宣言の店」ステッカーを掲示していること ほか
- 支給金額 最大100千円 ※申請は1回限りとする。※減少額が100千円以内の場合、その金額を上限とする。(千円未満切り捨て)
- 予算額 16,500千円 (100千円×165事業者)
- 申請期間 令和3年10月1日(金)～令和3年12月24日(金)

問い合わせ先
商工観光・ふるさと創生課
担当：須見・秦
TEL：88-8105 FAX：88-1119
E-Mail：syokou@city.katsuyama.lg.jp

別 表

日本標準産業分類に係る該当事業者 ※統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの

業 種	分 類
製造業	産業大分類E（製造業）に属するもののうち、中分類09（食料品製造業）、中分類10（飲料・たばこ・飼料製造業）に属するもの（小分類106飼料・有機質肥料製造業を除く）
運輸業、倉庫業	産業分類大分類H（運輸業、郵便業）のうち中分類43（道路旅客運送業）に属するもの
卸売業、小売業	産業分類大分類I（卸売業、小売業）に属するもの
宿泊業、飲食サービス業	産業分類大分類M（宿泊業、飲食サービス業）に属するもの
生活関連サービス業、娯楽業	産業分類大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）に属するもの
療術業、医療に附帯するサービス業	産業分類大分類P（医療、福祉）のうち小分類835（療術業）に属するもの
その他市長が特に必要と認める業種	